

地方独立行政法人法（抄）

（地方独立行政法人評価委員会）

第 11 条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 第 8 条第 4 項、第 25 条第 3 項、第 28 条第 4 項、第 30 条第 2 項、第 42 条の 2 第 5 項、第 44 条第 2 項、第 49 条第 2 項（第 56 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 67 条第 2 項、第 78 条第 4 項、第 79 条の 2 第 2 項、第 87 条の 8 第 4 項又は第 87 条の 10 第 4 項の規定により設立団体の長に意見を述べること。
- (2) 第 78 条の 2 第 1 項の規定により第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人（次号において「公立大学法人」という。）の業務の実績を評価すること。
- (3) 第 78 条の 2 第 4 項の規定により公立大学法人に勧告すること。
- (4) 第 108 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。
- (5) 第 112 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。
- (6) その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 評価委員会は、前項第 1 号、第 4 号又は第 5 号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

4 第 2 項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。